

# 菊川流域委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「菊川流域委員会」(以下「流域委員会」という。)と称する。

(目的及び設置)

第2条 流域委員会は、菊川水系河川整備計画(大臣管理区間)(案)の策定にあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき、学識経験を有する者の意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。

2. 流域委員会は、河川整備計画策定後、計画内容の点検について意見を述べる。
3. 流域委員会は、河川整備計画に位置付けられる事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

(組織等)

第3条 流域委員会の委員は局長が委嘱し、別紙の通りとする。

2. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
3. 局長は、委員に欠員が生じた場合、必要に応じて委員の補充を行うことができる。
4. 委員長は、必要に応じて臨時に委員以外の学識経験を有する者を招聘することができる。

(情報公開)

第4条 流域委員会は原則公開とし、委員会資料及び議事録については公表する。但し、特定の個人・団体の利害に関すること、重要な希少種の位置情報など公開することが不適切な場合は非公開とすることができる。

(会議)

第5条 流域委員会には委員長、副委員長を置くこととし、委員長、副委員長は別紙のとおりとする。

2. 委員長は流域委員会の議事を進行する。
3. 委員長に事故があるときは、副委員長が代行する。
4. 会議の招集・開催は局長が行う。
5. 会議は委員会の委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。

(事務局)

第6条 流域委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所が行う。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、流域委員会委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、流域委員会の運営に関し必要な事項は、流域委員会に諮り定める。

付 則

(施行期日)

この規約は、平成25年10月25日から施行する。

平成27年12月11日 一部改正